

第5章 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう

身近な地域などのつながりで支えあう取り組みを一層進めるとともに、必要な公的サービスを提供するしくみと、全ての市民が本来持っている自助の力をより高める取り組みを適切に組み合わせることによって、誰もが健やかで安心して生活できるしくみをつくれます。

また、幅広い市民に向けて地域福祉活動への参加を呼びかけ、地域社会全体の活力を高めていきます。

1 多様な相談機能の充実

相談することは、問題解決の第一歩です。市民が抱える課題を早期に発見し、深刻な事態におちいる前に適切に対応するためには、一人ひとりが積極的に相談することと、気軽に相談できる体制をつくるのが大切です。また、昨今では、相談内容が複雑化・高度化してきており、ひとつの世帯において要介護の親と障害のある子がいる、といった複合多問題への対応が求められています。福祉事務所、保健センター、子ども家庭センター、警察など関係機関と協力し迅速に対応するとともに、専門的な相談に対応できる人材を育てることが基本となり、それら人材のネットワークによる総合相談体制づくりを推進していきます。

また、より身近な相談機能としては、サロンや福祉施設による地域への開放の場を通じたふれあい、趣味のサークルなどの活動や交流の機会を通して、それまで見えていなかった情報やニーズを引き出すことで、地域での貴重な見守り・相談機能という地域資源としての重要な役割を果たしています。

現状と課題

現在、福祉事務所、保健センターは専門的な相談窓口としての一定の役割を果たしています。また、高齢者に関しては地域包括支援センター、障害者に関しては相談支援事業所、子どもに関しては子育て支援センターや、子育て相談ダイヤルなどのさまざまな相談窓口の環境整備を進めてきました。また、行政サービスセンターでは、市民生活に関する相談窓口を設置しています。

地域の支援者である民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会、母子福祉推進委員などが市民の身近な相談窓口の機能を担っていることに加え、2つの中学校単位の社会福祉施設などに設置している「いきいきネット相談支援センター」に配置したCSWが地域課題の発見・相談対応の窓口としての機能を担い、これらの方々との連携を図っています。

CSWについては、認知度も上がり相談件数も増えています。社協COWと連携し、地域の関係機関との関係を一層深め、個別支援を地域支援に発展できるようネットワー

クづくりに努めていくことが課題となっています。

アンケート結果によれば、普段の悩みや不安を「だれにも相談していない」人が少なからずみられます。孤立化を招かない、身近に気軽に相談できるような体制づくりの工夫が課題となります。

また、校区福祉委員会や自治会を中心に、ふれあい食事会やいきいきサロン、介護予防教室など地域の人が集う場を自主的、自発的に開催しています。福祉に関わる事業所や施設においても、サロンの場としてスペースを開放する取り組みを行っています。この取り組みは高齢者や障害者、子育てをしている親などが家に閉じこもることなく、気軽に情報交換ができる場としての機能をもつだけでなく、課題の早期発見の場であったり、介護、子育ての相談や悩みの傾聴などを通じた「支援している人を支援する」場としての機能も持っており、地域ぐるみで福祉課題を持つ人を支えあう取り組みとなっています。

社協 COW は、福祉課題を解決するためにこのような社会資源へのコーディネーションを図ることで、「個人を支える地域の支援」としての機能を担っています。

コラム 「相談することが、問題解決の第一歩です」

～地域の身近な相談機関



地域にはさまざまな分野の専門家が困りごとの相談に応じています。

高齢者などが心身の健康を維持しできる限り地域で自立した日常生活が営むことできるように、市内に19ヶ所ある地域包括支援センターが相談に乗ったり必要な援助を行うほか、高齢者を支援する人どうしのネットワークづくりをしています。

また、障害者やそのご家族の「サービスの使い方が分からない」「同じ障害のある人に話を聞いてもらいたい」といった悩みごと、困りごとの相談にお乗りし、必要に応じてサービスを紹介するための相談支援事業所が市内各地に開設されています。

このほか、子育て中の親子が気軽に集い、情報交換やサークル活動などを通じて交流を深めたり、子育ての不安、悩みの相談のできる子育て支援センターが市内に5ヶ所あります。これらの相談機関は、ひとりで悩みを抱え込むことなく気軽に相談できる窓口をご用意しているほか、市内の他の相談機関やサービス事業所でも同じように相談にお乗りできるよう、このような悩みごとの情報を事業所どうしで共有できる拠点にもなっています。

施策の展開

① 相談窓口の機能の強化

●福祉事務所や保健センターをはじめ分野別の相談対応を行っている窓口が、地域における多様化、複雑化する課題に対して、職員の専門性の向上を図ることにより、個々の相談窓口としての機能を強化していきます。

② 相談窓口の周知の強化

●高齢者、障害者、子育て中の方、外国籍の住民などが身近に相談できる窓口について、わかりやすくまとめた内容の相談窓口情報を作成し、市政だより、社協の「東大阪福祉だより」、ウェブサイトなど多様な手段を活用して、その情報提供の機会の拡大を図っていきます。また、相談窓口として市民からの相談にも応じるCSWが、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会など関係機関、専門的な相談先との間に立つてつなぎの役割を果たしていることについて周知の強化を図っていきます。

③ 地域における自主的な集いの場の推進

●支援を必要とする人が地域との関わりを持ち続けるための場として開催されているサロン活動が、異変の早期発見や「支援する人を支援する」場として機能するよう、社協COWの活動などを通じて支援していきます。

2 地域福祉ネットワーク

福祉にかかる事業所や施設の役割は、制度にもとづくサービスの提供だけでなく、地域のネットワークで発見された解決困難な福祉課題に対し、専門機関としての知識やノウハウを活用して解決に向けて取り組んでいくことも求められています。それぞれの分野ごとの課題に、迅速かつ効果的に対応するためには、関係機関相互の情報交換や連携が不可欠です。また、近年、ますます多様化、複雑化する地域課題に対応するため、分野を越えた専門機関との連携が求められることに加え、民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者や、学校園、医療機関などの地域のさまざまな社会資源との連携を強化し、地域福祉ネットワークを構築することが必要となっています。

現状と課題

地域における福祉にまつわる生活課題は、近年、一層多様化、複雑化してきました。

高齢、障害、児童などそれぞれの分野において、社会福祉法人をはじめとするさまざまな機関が、支援を必要とする人への福祉サービスを提供しています。しかし今後の少子高齢化の進行に基づく社会構造の変化などに伴い、こういった福祉に関わる機関に求められる役割はより高度化、広範囲化することが予測されます。

これからはより地域に門戸を開き、さまざまな課題を抱えた地域住民への支援の担い手としての役割が求められており、事業所アンケートの結果にも数多くの事業所が地域貢献への取り組みを行っていることが表れています。

また、複雑化する課題の解決に向けて、それぞれの分野において情報交換の制度が構築され、連携の取り組みがされています。

障害者の自立支援協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として地域の関係機関のネットワークを構築しています。

高齢者地域ケア会議では、高齢者が住みなれた地域社会で自らの決定により、必要な支援を受けながら安心して生活することができるように、高齢者の支援に関わる機関、事業者などが意思疎通を深め、ともに研鑽し、共通する問題を協力して解決する取り組みを通じて、保健、福祉、介護、医療などのサービスをはじめとした高齢者支援に関わる諸活動を、地域包括支援センターを中心に総合的に調整推進しています。

こどもの発達支援ネットワーク協議会では、こどもの障害の早期発見と発達支援並びにその家族を支援することを目的として、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実を図っています。

要保護児童対策地域協議会では、児童虐待の早期発見に努め、被虐待児童と家族への援助策などについて検討し、きめ細かなネットワークの構築が進められています。

こころの健康推進連絡協議会では、地域精神科医療及び精神保健福祉に関係する機関を中心として、精神障害者が安心して生活できる地域支援体制の構築と、市民のこころの健康づくりを推進していく上でのさまざまな課題について協議し、連携を図っています。

このようにそれぞれの福祉分野において、専門的に課題の解決に向けたネットワークの構築が図られており、分野を越えた意見交換などの取り組みも始められています。しかし、多様化、複雑化する福祉課題が増加するなかで、その狭間にある事象や複合する課題を目前にしたとき、それぞれの分野の専門機関のまず一步の踏み出しの遅れは、結果として要援護者の支援の遅れにつながってしまいます。こういった課題を克服するには、分野を越えた専門機関どうしの日頃の交流や人間関係を通して、協働して課題の解決に向かって連携できる「顔の見える関係」づくりが重要となります。

そこで、本市ではこれまでのCSWを中心とした専門機関を「つなげる」取り組みとあわせて、専門機関どうしが「つながる」しくみを構築するため、「地域福祉ネットワーク推進会議」を開催しました。この会議を通じて、それぞれの機関の強みを活かし弱点を補いあう関係をつくることで、相乗効果を生み速やかに課題の解決が図れる環境を構築するとともに、普段の見守りなど、地域の支援者の方々が安心して活動できる「専門職が連携して地域を支える環境」の構築を推進しています。

この地域福祉ネットワーク推進会議の開催には、社協COWがCSWと連携し地域福祉のコーディネーターとしての役割を担っています。これまでの会議でも、これまで関係をもていなかった社会資源とも新たな関係づくりが行えて良かったとの評価を受けていますが、継続的な参加が促せる施策を社協COWとCSWを中心に打ち出していく必要があります。

施策の展開

① 地域福祉ネットワーク推進会議の充実

●分野ごとに図られている関係機関のネットワークを活かし、社協COWやCSWの協働のもと、分野を越えた関係機関による日頃からの横断的なネットワークの構築を図るため設置した「地域福祉ネットワーク推進会議」において、多層的、複合的な課題の解決に向けた事例研究や、議論の場を提供するなど、さらに円滑なコミュニケーションを取ることのできる場となるよう充実を図っていきます。

② CSWの機能強化

●CSWには、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の方などやその家族からの相談に応じたり、地域と関係機関、専門的な相談先との間にたつたつなぎの役割を果たすとともに、地域における福祉課題を把握し、地域福祉活動のネットワーク化を図る役割があります。相談件数が年々増加し、その内容も複雑化する中、専門的な相談への対応やネットワーク推進のため、研修の機会を増やすなどにより、一層の専門性の向上を図っていきます。

コラム 「福祉の専門職が、地域を支えます」

～地域福祉ネットワーク推進会議



福祉にかかる課題はますます多様化、複雑化しており、障害のある人を介護する高齢者やさまざまな課題を抱えて子育てしている人など、分野を超えた複合的な問題に直面することが多くなっています。また、地域の見守り活動などで発見された複雑で難しい福祉課題も、地域の事業所などが円滑に連携をして専門的な支援ができる環境になることで、民生委員や校区福祉委員会の方なども安心して日頃の活動ができるようになるのではないかと考えています。

地域で活躍する福祉施設の専門職どうして日頃から「顔なじみ」を増やし、いざという時には円滑に連携できるような関係をつくってもらうため、専門職による「地域福祉ネットワーク推進会議」を開催し、それぞれの活動における情報交換をしてもらっています。

となり近所の関係も、専門職どうしの関係も「顔なじみ」が増えることで、地域の安心につなげていきたいと思えます。

3 サービスから漏れる対象になりやすい人

地域には、配偶者など家族による暴力や引きこもり、高齢者や障害者、子どもなどの社会的弱者に対する虐待、セルフネグレクトなど、従来の福祉の概念では捉えきれない、表面化しにくい新たな福祉課題により、支援を必要とする人がいます。また、日本語の理解が十分でない外国人や刑務所からの出所者など、さまざまな理由により暮らしにくい思いをされ地域で孤立しやすい人々がいます。そのほか認知症など自力での問題解決が困難な人や、福祉サービスの存在を知らない人、適切なサービス利用ができていない人、制度の谷間でサービス提供が難しい人、閉じこもってサービスを受け付けられない人など、地域にはさまざまな福祉課題を抱える人々が暮らしています。

また、長引く不況を背景とする雇用環境の変化により、稼働年齢世代を含めた生活困窮者の増大が顕著となり、その結果、家族などとのつながりを失い社会的に孤立する人が増加しています。そうしたことから、現在、国において生活困窮者の自立支援に向けたしくみの構築が進められており、本市としてもさまざまな施策の展開と地域の支えあいによる課題の解決に向けた取り組みが求められています。

現状と課題

サービスが必要な人の発見や早期対応において、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの地域の果たす役割は大きく、身近な人どうしの支えあいが必要です。しかし、うつや引きこもり、セルフネグレクトのような、自発的な相談や人との関わりを拒む人の状況は把握しづらく、何らかの支援が必要な人の発見には工夫が必要となります。

国際情報プラザでは、市政に関する多言語での情報発信や相談対応、通訳の派遣を行っています。加えて、多くの中国帰国者が生活する地域の行政サービスセンターでは、中国語通訳の配置を行っています。また、日本語を母語としない住民を対象とした日本語教室をNPO法人の協力を得て開催するとともに、多文化理解・国際交流を図る活動を支援しています。

刑務所などの矯正施設出所者には、高齢や障害などにより福祉的支援を必要とする人も多く、施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行うため大阪府が設置する地域生活定着センターなどと連携して、社会復帰と地域生活への定着を支援していく必要があります。

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の権利擁護を図る成年後見制度は、福祉サービスの利用が措置から契約を前提とした制度に変わり、介護保険制度などの普及にともない、その必要性和認知度が高まり、裁判所への申立件数は増加傾向にあります。本市では各機関と連携して相談対応に取り組むとともに、当事者による申立てができない場合に、市長申立を行っています。

成年後見制度については、平成24年の老人福祉法の改正や平成25年に施行された

第5章 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう

障害者総合支援法において、人材の養成や体制整備などが明記され、本市でも、市民後見人の養成や法人後見の支援に対する取り組みを始めています。成年後見制度は福祉サービスの契約だけではなく、きめ細やかな身上監護が必要な高齢者や、持続的長期的に権利擁護が必要な障害者に対して、親族や専門職後見人はもとより、新たな成年後見の担い手である市民後見人や法人後見など、それぞれの特性を活かした支援につながることを期待されています。また、親亡き後の支援に不安を抱える障害児者や、ひとり暮らし高齢者の将来への不安に対し、任意後見制度の活用について普及を図るなど、支援が必要な方がより自分らしく安心して生活できるような環境を整えていくことが今後ますます重要となります。

また、成年後見制度の活用には至らないが判断能力に不安がある方については、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行っています。

高齢、障害、児童といったそれぞれの分野において、虐待を受けている又は虐待を受けるおそれのあるケースを早期に発見し、必要な支援を行うための取り組みを行っています。

いわゆる生活困窮者への支援について、国では従来の「生活保護法」の改正と新たに「生活困窮者自立支援法」の施行により、自立支援を基本とした地域の実情に沿ったさまざまな制度の構築を目指しており、市としても体制を整備し積極的な支援に取り組んでいく必要があります。これらの支援については、市としての相談機能の向上や民間社会福祉法人との協働で対応する事業などが想定されますが、現在でも地域の支援者やCSWなどが支援している人たちには生活困窮の問題と複合的に課題を抱えているケースが多く、地域で支えあう取り組みを充実し、支援に関わる専門機関の連携を深めることで総合的な生活困窮者対策に取り組むことが求められます。

施策の展開

① セーフティネットの充実

- 地域において生活困窮を含むさまざまな困難や課題を抱える人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、地域の人材や施設などの資源を有効に活用しながら、重層的な伴走型のセーフティネットの充実を図っていきます。

② 外国籍住民への情報提供・相談対応の充実

- 行政の関係部局との連携を図り、相談窓口へ寄せられる外国籍住民の相談内容や、地域で外国籍住民とともに生活する市民から寄せられる課題やニーズを随時把握し、外国語による情報提供や相談の機会の拡充などを行っていきます。

③ 社会的弱者に対する虐待への対応の強化

●高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法といった法令やさまざまなガイドラインに基づき虐待やそのおそれのあるケースの早期発見に取り組むとともに、虐待事例の報告があった際は、関係機関と密に連携し、迅速な対応ができる体制を整備していきます。

④ 権利擁護の強化

●日常生活自立支援事業では、増加するニーズに対応できる体制についての検討を行っていきます。また、成年後見制度がより活用されるよう、制度の周知・啓発に一層努めるとともに、市民後見人の育成の推進を図っていきます。

4 適正な福祉サービスの確保と情報提供

福祉サービスの適正な供給を図るためには、サービス提供事業者や団体などが適正な運営をしていくことが重要です。そのため必要な指導や監査を行い、適正な経営や運営管理などのサービス・マネジメントが実行されることにより、利用者が安心して質の高い福祉サービスを受けられる環境を整備していきます。また、さまざまな福祉サービスや社会資源についての適切な情報提供に関する取り組みを進め、庁内での福祉関連情報の共有を図ります。

現状と課題

社会福祉法人・社会福祉施設は、福祉サービスを提供する地域の拠点となっています。本市では、社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査を実施しており、法令などに基づいた適正な法人運営と円滑な社会福祉事業が行われているかについて、利用者の視点に立った指導監査を実施するとともに、不適切事項などについては、その改善状況の確認を徹底していく必要があります。

また、福祉サービスを提供する事業者においては、利用者などからの苦情の適切な解決に努めなければならないとされており、多くの事業者では苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が置かれ苦情解決を図っています。また、事業者で解決が困難な事案に対する相談などについて、必要な助言や相談、調査、あっせんなどを行う運営適正化委員会が大阪府社会福祉協議会に設置されています。

本市では、市民などから介護保険担当課に寄せられた苦情相談に対して、その内容によっては大阪府と連携して対応するとともに、大阪府国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情処理委員会への申立ての援助を行っています。また、公正かつ中立的な立場で指導や助言を行うために、介護保険サービス苦情調整委員会を設置しています。

さまざまな大量の情報が出回る状況の中、正しく適切な情報がきちんと必要な人に届き、困りごとや悩みを抱えた人が助けてほしいと伝えられるような受発信体制づくりが課題となっています。市政や地域の情報については、市のウェブサイトや市政だよりを

第5章 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくらう

通じて発信しています。また、社会福祉協議会のふくしだより、リージョンセンター企画運営委員会による広報紙、ふれあい東大阪、ケーブルテレビにおいても、より市民に身近な情報が提供されています。また、市民活動情報サイトの活用により、より柔軟な情報発信が可能になっていますが、さらに効果的かつ十分な情報発信を行えるよう、働きかけや支援を行っていく必要があります。

アンケートでは、役立つ情報源として「市の広報紙」「回覧板」のほか、「インターネット等」や「家族や友人などの口コミ」などがあげられていました。地域懇談会では、情報不足や個人情報保護の問題に関する指摘が多く、情報の提供と共有の必要性、情報交流の場づくりなどの意見があげられ、さまざまな新しい形態の会議のユニークさが取り上げられました。

そのような状況の中、市民への広報媒体についてはあらゆる資源を活用していくことがあり、近年急速に普及した、スマートフォンやタブレットへの対応や、SNS を利用した情報発信などについても検討していく必要があります。

また、市内部においても、福祉推進委員会などを通じて各部署の福祉に対する理解を深め、市が行うさまざまな施策が福祉的観点をもって推進されるよう取り組んでいきます。

施策の展開

① 利用者の視点に立った指導監査

- 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査を適正に実施することにより、質の高い福祉サービスの提供につなげていきます。

② 苦情解決体制についての周知

- サービス利用者などからの苦情に対する適切な解決を図るために、福祉サービスを提供する機関において苦情解決体制があることを市民に周知していきます。

③ 情報受発信体制づくり

- 市や社会福祉協議会が中心となって地域福祉に関する情報を集約し、多様な媒体を駆使して発信していきます。
- 支援を必要とする人が、福祉に関する情報を容易に入手できたり人に相談しやすい環境づくりを支援していきます。

④ 行政内部の連携強化

- 福祉関連施策の実施にあたっては、福祉にかかる担当部署が常に情報の共有を図るとともに、庁内全体での施策が福祉的観点をもって推進する体制整備を図っていきます。

5 社会・地域とつながる場づくり

日頃から地域でコミュニケーションを図り、顔の見える関係を構築するには、地域住民が集まって話す機会や場所を確保して、継続的な取り組みを進めることが求められます。異世代間・同世代間など、さまざまな交流の機会を増やして社会や地域とつながる地域づくりを進めていく必要があります。

現状と課題

地域の公共施設は、近隣住民の情報交流拠点であるとともに、高齢者や障害者、子育て中の親やその子どもたちがそれぞれ抱えた福祉課題を共有したり、また施設の利用を通じて、引きこもりやセルフネグレクトから外に目を向けるための動機を与え、積極的に社会参加できる場となるよう環境を整える必要があります。

社会参加の機会の提供については、さまざまなレクリエーションや介護予防教室などを実施する老人センター事業や、在宅で子育てしている親への情報提供、子どもたちが親以外の人とふれあう場としての子育て支援センターなどがその機能を果たしていくことが求められます。

また、社会福祉協議会が指定管理により運営する角田、高井田、五条の老人センターでは、単にレクリエーションの場の提供だけでなく、本市の地域福祉の拠点として位置づけており、高齢者をはじめとする地域の人が集い社会参加を行う機能に加え、地域福祉のネットワーク形成やその情報発信の中核的な拠点及びより地域に密着した(仮称)地域型ボランティアセンターとしての機能や相談支援機能を持っています。

高齢者に対してのデイサービスや街かどデイハウス、障害者に対しての通所型のサービス事業所、子ども・子育てに対しての子育てサークルやつどいの広場などの民間施設あるいは地域や校区福祉委員会によるサロンなど、さまざまな施設において集い、社会参加する場が整備されています。

そういった社会参加をする場において、それぞれの分野を越えた交流をすることでお互いの理解を深めたり、日頃「支援を受ける側」の人が「支援する側」に立つことのできる機会を設けることで、その人自らの主体的に生きる力を引き出すことにつながったりすることも期待されます。

地域懇談会において、「地域にいる元気な高齢者には知恵と知識がある。これを地域の活性化にいかすべきだ。」「地域に『子ども』という存在は不可欠であり、『子ども』を中心につながりのある地域づくりをするべきだ。」という意見が多数出され、実際に学校場で総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちと高齢者や障害者との交流が図られており、地域においても伝承遊びなど世代間交流の取り組みが積極的に取り入れられています。

施策の展開

① 社会参加の場づくり

- 高齢者や障害者、子育て中の親などが家の中に引きこもることなく、積極的に社会参加の場づくりを支援していきます。
- 民間の社会福祉施設も、その専門性を施設の利用者だけでなく、地域に提供していく「地域化」「社会化」が求められています。施設の機能の地域への開放や、地域との関わりを背景とした地域福祉の向上への参画を促進していきます。

② 当事者との交流、異世代交流の促進

- 「子どもを中心とした地域づくり」を合言葉に、学校園の行事や総合的な学習の時間を利用した子どもと地域の交流を進めていきます。
- 認知症や障害者など当事者との交流を通じて、その人自身の具体的な感じ方や生き方について考え、共感を育むことにつながるような、共生型の交流を促進していきます。
- 元気な高齢者が引き続き地域の重要な社会資源として活躍できる場や、普段「支援を受ける側」の人にも「支援をする」側の役割を担い、自らの生きる力を引き出すことにつながる場を確保していきます。

コラム 「地域のふれあいの大切な拠点です」

～学校での交流活動

学校生活を通じた地域の方々とのふれあいの時間が、近年非常に注目されています。

学校の授業において、地域の高齢者が昔の子どもたちの遊びを紹介することで、身近にあるものを工夫して使うことの大切さを伝えたり、障害のある人たちと一緒に活動することで、「手助けが必要であること、手助けがあればできることはたくさんあること」を学んだりしています。また小学校に入学する前の子どもとその親との交流を通じて、子どもたちは小さな子どもたちとの接し方を学び、親たちは入学後の生活の様子に思いをはせるきっかけにもなります。

地域と学校とのふれあいを深めることが、地域の人どうしのつながりの場になることも期待されています。

